平成２２年（フ）第３１６９号
福岡市東区名子３丁目20―20―405
債務者　中川恵美子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１７２号
福岡市東区塩浜１丁目10番11―203号
債務者　宮内　奈美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１７７号
福岡市中央区平和５丁目18番13―201号
債務者　牛島　　建
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２００号
福岡市東区城浜団地16番103号
債務者　稲光　憲弘
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２６８号
福岡市城南区片江１丁目７番４―601号
債務者　竹下喜一郎
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６２３号
大分市大字竹矢2188番地
債務者　高野　敬介
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１５３号
鹿児島県曽於市大隅町中之内7492番地１
債務者　杉光　幹子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
鹿児島県曽於市大隅町岩川2028番地
債務者　永吉　クニ
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第５２９号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平111番地
債務者　大城　勝美
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５４５号
沖縄県那覇市牧志３丁目19番４号　仲座アパート２―Ａ
債務者　宇江城京美
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２９８号
青森県八戸市大字八幡字林崎12番地１　栄田アパート２号
債務者　畑中枝美子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
三重県松阪市庄町116番地１
債務者　越石　穣治
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１３７号
広島県呉市吉浦東町１番７号
債務者　山本　義行
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１３８号
広島県呉市吉浦東町１番７号
債務者　山本　京子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２２１号
広島県呉市瀬戸見町24番２号
債務者　石田佳津子（旧姓北）
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２２３号
広島県呉市押込２丁目４番19号
債務者　北角　義信
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２２４号
広島県呉市警固屋８丁目７番６号
債務者　木村　善信
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２２６号
広島県呉市的場５丁目３番29号
債務者　小坂ひとみ
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
広島地方裁判所呉支部